

調査計画（変更後）（案）

1 調査の名称

社会生活基本調査

2 調査の目的

統計法（平成19年法律第53号。以下「法」という。）に基づき、社会生活基本統計（法第2条第4項第3号に規定する基幹統計）を作成し、国民の社会生活の実態を明らかにするための基礎資料を得ることを目的とする。

3 調査対象の範囲

（1）地域的範囲

全国

（2）属性的範囲

世帯及び世帯員

4 報告を求める者

（1）数

① 調査票 A

約86,000世帯及びその10歳以上の世帯員約183,000人（母集団の大きさ 約5300万世帯、約1億1400万人）

② 調査票 B

約5,000世帯及びその10歳以上の世帯員約11,000人（母集団の大きさ 約5300万世帯、約1億1400万人）

（2）選定の方法（☐全数 ☒無作為抽出 ☐有意抽出）

報告を求める世帯（以下「調査世帯」という。）は、第1次抽出単位を平成27年国勢調査調査区とし、第2次抽出単位を世帯とする層化2段抽出法により選定する。

第1次抽出では、47都道府県ごとに人口に基づく確率比例系統抽出により、全国で7,576調査区を抽出する。調査票 Aに係る調査区と調査票 Bに係る調査区は、独立に抽出を行い、調査区数はそれぞれ7,152及び424とする。

第2次抽出では、等確率系統抽出により、各調査区から12世帯を抽出する。

なお、「1日の生活時間」に関しては、曜日ごとの結果を集計するため、標本調査区を無作為に八つのグループに分け、グループごとに10月16日から10月24日までの9日間のうち連続する2日間を調査日として選定する。

(3) 報告義務者

- ① 後記5(1)①に掲げる事項については調査世帯の世帯員が、後記5(1)②に掲げる事項については調査世帯の10歳未満の世帯員が、後記5(1)③に掲げる事項については調査世帯の10歳以上の世帯員が、後記5(1)④に掲げる事項については調査世帯の15歳以上の世帯員が、後記5(1)⑤に掲げる事項については調査世帯の世帯主がそれぞれ報告しなければならない。
- ② 調査世帯の世帯主又はこれに準ずる者は、前記①の規定により報告すべき者に代わって当該報告を行うことができる。
- ③ 前記①及び②の規定による報告は、調査票に記入し、調査員の質問に答え、調査票を提出することにより行うものとする。
ただし、報告に当たっては、政府統計共同利用システムを利用することができる。

5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

(1) 報告を求める事項

調査は、調査票A及び調査票Bにより、以下の事項を調査する。

ただし、調査票Bについては、③のオ〜ケ並びに④のエ及びケの事項を除く。

- ① すべての世帯員に関する事項
 - ア 世帯主との続柄
 - イ 出生の年月又は年齢
 - ウ 在学、卒業等教育又は保育の状況
- ② 10歳未満の世帯員に関する事項
 - 育児支援の利用の状況
- ③ 10歳以上の世帯員に関する事項
 - ア 氏名
 - イ 男女の別
 - ウ 配偶の関係
 - エ ふだんの健康状態
 - オ 学習・研究活動の状況
 - カ ボランティア活動の状況
 - キ スポーツ活動の状況
 - ク 趣味・娯楽活動の状況

ケ 旅行・行楽の状況

コ 生活時間配分

④ 15歳以上の世帯員に関する事項

ア 慢性的な健康問題・日常生活への支障の程度

イ 介護の状況

ウ 就業状態

エ 就業希望の状況

オ 従業上の地位

カ 勤務形態

キ 年次有給休暇の取得日数

ク 仕事の種類

ケ 所属の企業全体の従業者数

コ ふだんの1週間の就業時間

サ 希望する1週間の就業時間

シ 仕事からの年間収入

⑤ 世帯に関する事項

ア 世帯の種類

イ 10歳以上の世帯員数

ウ 10歳未満の世帯員数

エ 世帯の年間収入

オ 不在者の有無

(2) 基準となる期日又は期間

調査は、令和3年10月20日現在によって行う。

ただし、生活時間の配分についての調査は、令和3年10月16日から10月24日までの9日間のうちから、調査区ごとに、総務大臣が定める2日間とする。

生活行動（学習・研究活動の状況、ボランティア活動の状況、スポーツ活動の状況、趣味・娯楽活動の状況、旅行・行楽の状況）については、過去1年間（令和2年10月20日～令和3年10月19日）の状況を調査する。

6 報告を求めるために用いる方法

(1) 調査組織

総務省－都道府県－統計調査員－報告者

(2) 調査方法（☒ 調査員調査 ☐ 郵送調査 ☒ オンライン調査 ☐ その他（ ））

① 統計調査員

ア 都道府県知事は、統計調査員として指導員及び調査員を置く。

指導員及び調査員は、都道府県知事の指揮監督を受けて、担当調査区内にある調査世帯に係る調査票の配布及び収集、関係書類の作成並びにこれらに附帯する事務を行う。

イ 前記アの規定にかかわらず、指導員は、都道府県知事の指揮監督を受けて、調査員に対する指導、調査票その他関係書類の検査及びこれらに附帯する事務を行うものとする。

ウ 前記ア及びイの規定にかかわらず、特別の事情により調査員が前記アの事務の一部を行うことができないときは、都道府県知事の定めるところにより、指導員が当該事務を行うものとする。

② 調査の方法

調査は、調査員（前記①ウの規定により調査員の事務の一部を行う指導員を含む。）が調査世帯ごとに調査票を配布し、及び収集し、並びに質問することにより行う。

ただし、前記4（3）③ただし書記載による場合には、総務省が、政府統計共同利用システムから当該世帯に係る報告を求める事項を入手する。

7 報告を求める期間

（1）調査の周期

5年

（2）調査の実施期間又は調査票の提出期限

令和3年10月7日～11月2日

8 集計事項

次の事項について、全国、14地域、都道府県、都市階級、大都市圏、人口集中地区の別に集計する。

① 1日の生活行動別平均時間、時間帯別の生活行動の状況及び主な生活行動の平均時刻に関する事項

② 学習・研究活動、ボランティア活動、スポーツ活動、趣味・娯楽活動及び旅行・行楽の状況に関する事項

9 調査結果の公表の方法及び期日

調査の結果は、調査票Aに係る集計結果については令和4年9月末日までに、調査票Bに係る集計結果については令和4年12月末日までに、インターネットへの掲載等

により公表し、おって報告書を刊行する。

10 使用する統計基準

職業分類は、日本標準職業分類に基づいたものとするが、分類項目の一部については、分類項目を細分し、又は分類項目のいずれかを集約して表章に利用する。

11 調査票情報の保存期間及び保存責任者

書 類 名	保存期間	保 存 責 任 者
調 査 票	3 年	総務省統計局長
調査票の内容（氏名を除く。）が転写されている電磁的記録	永年	総務省統計局長

12 立入検査等の対象とすることができる事項

該当なし。